

## 山内よし子議員（日本共産党・京都市南区）

3月10日

日本共産党の山内佳子です。

最初に一言申し上げます。新型コロナの府内の発生状況は、落ち着いたといっても連日陽性者が発生しており、昨日にも府内で少なくとも126名の陽性患者が判明し2人が亡くなりました。亡くなられた方は1,648名にも及んでいます。お亡くなりになられた方々に心から哀悼の意を表します。

それでは、ただいま議題となっております議案74件について、第1号議案、第13号議案、第16号議案、第29号議案、第69号議案について反対し他の議案に賛成する討論を行います。

最初に「第1号議案 令和5年度京都府一般会計予算案」について反対の理由を6点述べます。

本予算案は「府総合計画の改定を踏まえた発射台予算」となっており、府民の願いや実態に寄り添ったものとはなっていません。コロナ禍で府民の暮らしも経済も大きく冷え込み、地方自治体への交付金をはじめとして、様々な国の支援制度も縮小、あるいは廃止される中で提案されている予算ですが、この間のコロナ対策の教訓も示されず府民の実態にも寄り添わない予算となっています。

反対の理由の第1は、これまでのコロナ対策の教訓がなく、いのちを守るための保健所の再配置などの対策が取られていないためです。

京都府保険医協会の調査では、コロナで陽性になっても入院できなかった理由について、保健所や救急隊員から入院するところがないと言われた方が45%、府の入院コントロールセンターが入院不可とした方が26%になっています。

第6波から第8波の間に京都では1340名の方が亡くなっていますが、そのうち高齢者入所施設で221名が自宅では少なくとも57名が亡くなっています。入院待機ステーションを110床確保したものの、入所できた方は今年の10月13日から今年2月末の3ヶ月を超える第8波では135名でほとんど活用しませんでした。

委員会の審議での「入院が必要な人は入院できた」「在宅支援体制はとれている」との答弁は実態とかけ離れています。本来救える命だったかもしれない命が失われたことについて、真摯な反省と教訓が必要です。また、公衆衛生の要である保健所の体制を元に戻すべきですが、予算化されていません。

国はコロナ感染症を2類から5類に引き下げ、国の負担を減らして医療機関と患者の負担を増加させようとしています。知事は予算案の審議中に国の類下げを先取りする形で3月末で入院待機ステーションを廃止、宿泊療養施設を3施設から1施設に集約すると記者発表したことは重大です。

第2は、コロナ禍と物価高で深刻な暮らしと生業を支援し、賃上げ支援にも取り組んでいないためです。

多くの中小業者がコロナ禍に加えてガソリンや電気代の値上げをはじめとした物価高騰で先が見えない状況が続いています。コロナを何とか乗り越えてきた。そしてこれからという時の物価高騰です。こうした中小企業をさらにインボイス制度の導入で大きな負担が襲い掛かります。今

必要なことは消費税の減税とインボイス制度を導入させないことです。しかし委員会の審議では「国のこと」と国にもものを言うことさえしません。この間の府民の運動によってゼロゼロ融資への対応など、一定の変化があるものの国のコロナ交付金が終了していく中で、直接的な支援策がありません。

産業創造リーディングゾーンも、国の進める先端産業等が中心です。これまでの京都府の経済を支えてきた中小企業全体をカバーするものにはなっていません。一部企業に賃上げの動きがあるものの、多くの労働者の賃金も年金も、各種公的扶助も物価の高騰においつかず、「節約も限界」など深刻な事態がおこっています。生活福祉資金の特例貸付も終了する中、府民の命と暮らしを守るための支援策がありません。

また公共工事における設計労務単価が引き上げられているにもかかわらず、現場で働く方々の賃金はほとんど引き上げられていません。京都府として早急に賃金条項を盛り込んだ公契約条例を作り、設計労務単価が賃金に反映されるような仕組みを作るべきです。

第3は、子育て環境日本一をかかげていますが、風土づくりなどが中心で府民や民間企業の努力に委ね、府の責務としての経済的負担の軽減に本気で取り組んでいないためです。

この間何度も議会に請願が寄せられ、ようやく子どもの医療費助成が拡充されますが、小学校卒業までです。全国的に見ても遅れており速やかに高校卒業までの拡充を要望します。

給食費無償化の運動が京都府でも広がり、多くの方々の願いとなっていますが、「食材費は保護者負担、施設や運営は市町村」との従来の方針を繰り返すばかりです。

高校生のタブレットの導入に伴う保護者負担について、全国で半数以上の県が公費で導入しているにもかかわらず、保護者負担を押し付けていること、また生理用品のトイレへの配備について、多くの高校生がトイレに設置して欲しいと願っているのにその願いに背を向けていることなどです。

第4は、住民を置き去りにして大型開発を推進していることです。

北陸新幹線の延伸計画はそもそも必要のない計画であり、地下水やトンネル掘削による大量の建設残土などの環境破壊や、地元負担問題など多くの問題に対して批判が相次ぎ、地元住民の反対で環境アセスメントもできず2023年春の着工は断念に追い込まれました。

ところが国は事業認可もされていないのに「北陸新幹線事業推進調査費」として12億円を予算化し、自治体との協議を行うとしています。

ルートも決定しておらず、環境アセスメントも終了していない中で、協議に応じるなどあつてはならないことです。知事は総括質疑で事前協議については「道路や河川の調査の一環」として「国や鉄道運輸機構から具体的な内容の説明があった段階で検討」と答弁されました。協議の中身がどのようなものであれ、事業認可前に協議に応じることは、環境アセス制度の根幹を崩す、極めて悪質な事実上の脱法行為です。知事は協議に応じるべきではないことを厳しく申しあげておきます。

北山エリア開発については多くの府民、近隣住民の開発の白紙撤回を求める声を無視して、開発前提での意見聴取会やワークショップが開催されています。しかしエリア開発全体を京都府としてどうしようとしているのか、まったく府民には説明がありません。説明会を開催すると言いながら府民対象の説明会は1年4カ月以上も開かれていません。説明会を開催して情報を明らか

にし、府民の声に真摯に耳を傾けるべきです。

第5は、自治体DXや上下水道事業の広域化、民営化を進めようとしていることです。

新名神全線開通を目掛けて、京都南部で大規模な開発・市街地拡張が目白押しです。学研都市開発では、住民の医療データを本人同意なしに企業に提供するスマートシティや、既存農業の危機的状況に十分応じない一方、産学協同でのフードテック開発、大阪万博のサテライト会場の位置付けもして、住民置き去り、企業利益優先の大規模な開発を進めようとしています。

さらに住民の行政の個人情報や企業利益に活用する推進を、大型開発と一体に進めようとしています。

京都府営水道ビジョンの最終案では府営水道と受水10市町の水道を事業統合し「企業団」化し、市町の浄水場を廃止する計画が示され、また、水道グランドデザイン最終案では、北中部、南部の広域的な事業を統合し市町村の浄水場を統廃合する計画が強行されようとしています。水道法第一条に明記されているように「清浄にして豊富低廉な水の供給」をはかるため、民営化や民間委託の拡大につながる広域化でなく、市町村の自己水を守るべきです。

第6は、二期目となった西脇知事のトップダウンの手法と国の出先機関のような府政運営が問題だからです。

本予算案には入院待機ステーションに約4億円、宿泊療養施設に約45億円が含まれていますが、知事は、予算案の審議中に議会にも計らずに3月末に両施設を廃止・集約すると記者発表を行いました。府民も議会も軽視もするものであり、重大問題です。

また府営水道ビジョンと水道グランドデザインに対して、パブリックコメントでは「地元の地下水源を守るべき」「市町村営を維持すべき」「水道は公的機関が責任を持って進めるべき」などの意見がそれぞれ285件、65件と出されているにもかかわらず、そうした声にも耳も貸さず情報も開示せず、トップダウンで進めようとしていることです。

また国の原発政策が、既存原発の運転延長や原発の新增設へと大きく転換する中、そうした国の政策を容認していることや、国が進める敵基地攻撃能力の保有と、報復攻撃に備えた自衛隊基地の強靱化、地下化等、戦争する国づくりに対して、府民の命を守るべき知事が何も言えないなど、まるで国の出先機関と化していることです。

次に「第13号議案 令和5年度京都府水道事業会計予算」及び「第16号議案 令和5年度京都府流域下水道事業会計予算」についてです。府営水の過大な施設整備と建設負担水量を適正化せず、未使用分も含め高い水道料金を受水市町と住民に押し付けるものとなっています。また上下水道事業の広域化を前提としているものであり、反対です。

次に「第29号議案 京都府警察手数料徴収条例及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく信号機等の基準に関する条例の一部改正の件」についてです。

本議案は、道路交通法の一部改定により「特定自動運行許可制度」「遠隔操作型小型車届出制度」が創設されたことに伴い、府条例の一部改定を行なおうとするものですが、遠隔地で運転主任者がシステムを監視していればよいというものであり、交通事故時の救護義務や安全確保義務が緩和されること、また「遠隔操作型小型車」つまり配送ロボットについて、歩行者と同様の扱いに

するものであり、歩行者との衝突などが起こらないとはいえずトラブルへの即時対応もできません。どちらも、交通安全対策を後回しにする規制緩和であり、府民の安心・安全とは相容れません。よって、反対です。

次に「第 69 号議案 京都府府営住宅向日台団地整備特定事業契約締結の件」についてです。府営住宅の建設は、かつては地元中小業者への仕事確保に配慮した分離・分割発注をしていましたが、今回は長谷工コーポレーション関西を代表とするグループです。

P F I 事業は要求水準を満たせば、これまでの府営住宅の仕様に比べて低水準でも認められます。先行して P F I 事業手法で建設された舞鶴常団地では、「降雪のある地域であるのに廊下がツルツルで滑る」「階段が狭い」などと入居者から不満・批判があがりました。府営住宅としての施設水準が十分確保できませんでした。

しかも、P F I 事業はこれまで、設計から建設、運営まで一括発注することにより、経費を削減できるとしてきましたが、会計検査院が令和 3 年の検査で「27 事業の全てについて、P F I 事業の方が従来方式により行われていた事業よりも維持管理費相当額が高額」と指摘されています。当初の P F I 導入が安くつくという導入目的は崩れています。

地域への経済波及効果も低く、品質の保障という点でも、P F I 事業手法である本件に反対するものです。

最後に一言申し上げます。私は 5 期 20 年間、多くの皆様にささえられ、府議会で議員として活動してきました。この場をお借りして、あらためて先輩議員、同僚議員の皆さん、知事をはじめとした理事者の皆さん、すべての職員の皆さんに心から感謝申し上げます。議員を引退した後も、引き続き府民の暮らしを守るために奮闘する決意を申し上げ討論を終わります。

ありがとうございました。